



日本特許庁に、外国語で作成した明細書等により出願した後、日本語による翻訳文を提出しました。その後、翻訳文の誤訳に気が付きました。誤訳を訂正するためには、どのような対応が可能でしょうか？ また、注意点はありますか？

(大阪府 T. S)



1. はじめに

外国語書面出願（特許法36条の2第1項）または外国語特許出願（184条の4第1項）を行った場合、日本語による翻訳文を提出すれば、その翻訳文が、願書に添付して提出された明細書等と見なされます。

ところが翻訳文を作成する際、誤訳してしまう可能性があります。この点、特許審査基準は、誤訳が発生する例として、①翻訳する語句等の見落とし、②単語の意味や文脈、文法解釈の誤り、を挙げています。このような誤訳の訂正は、出願段階、さらには特許権登録後においても行うことができます。

2. 出願段階での誤訳の訂正

出願人は、誤訳の訂正を目的として明細書等を補正できます。この場合、誤訳訂正の理由を記載した誤訳訂正書を提出します（17条の2第2項、184条の12第2項）。また、手数料（1万9000円）を納付する必要があります。

なお、訂正により、外国語書面（外国語特許出願の場合は国際出願日における国際出願の明細書等、以下「原文明細書等」）に記載されていない事項が追加されると、当該特許出願は拒絶

理由を有することとなり、特許権が付与された場合、当該特許は、異議の申立ての理由および無効理由を有することになります（49条6号、113条5号、123条1項5号）。

3. 特許権登録後の誤訳の訂正

特許権者は、誤訳の訂正を目的として、訂正審判を請求することができます（126条1項2号）。この場合も、原文明細書等に記載した事項の範囲内において、訂正する必要があります（126条5項、184条の19）。また、当該訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、または変更するものではないことが求められます（126条6項）。さらに、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明は、特許出願の際、独立して特許を受けることができるものでなければなりません（同条7項）。

なお、訂正審判は、特許異議の申立てまたは特許無効審判が特許庁に係属した時から、その決定または審決が確定するまでの間は、請求できませんが（同条2項）、この間は訂正の請求により、誤訳を訂正することができます（120条の5第2項、134条の2）。

4. 判例の紹介

知財高裁は、訂正審判における126条6項の要件適合性の判断にあたり、原文明細書等の記載を参酌することはできない、と判断しました（平成27年（行ケ）第10216号）。

その理由として、①同項は、第三者に不測の不利益が生じることを防止する観点から、訂正前の特許請求の範囲には含まれないこととされた発明が、訂正後の特許請求の範囲に含まれるという事態が生じないことを担保するために規定されていること、②特許権者は、誤訳訂正書による補正の機会が与えられたにもかかわらず、その機会を生かすことなく、誤訳を含んだまま設定登録を受けて、特許権を発生させたのであるから、特許公報の記載に基づく第三者の信頼を保護するために特許権者が一定の不利益を被ることがあったとしてもやむを得ないこと等、を挙げています。

5. おわりに

以上から、できるだけ出願段階において誤訳の訂正を済ませておくことをお勧めします。